

マンション、ビルなどの貯水槽水道の適正な管理を

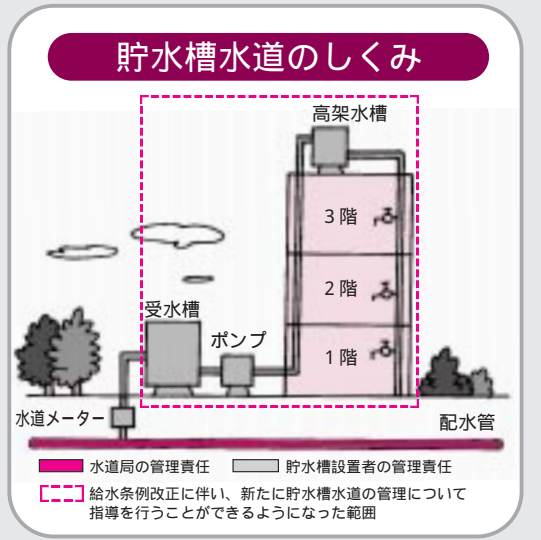
このたび、水道法の改正に伴い給水条例の一部を改正し、貯水槽水道に關し、水道局と貯水槽水道の設置者の責任に關する事項が新たに規定されました。この条例は、平成15年4月1日から施行されます。

今までマンション、ビルなどにある水道法の規制対象とならない容量10立方メートル以下の貯水槽水道において、不適切な管理により貯水槽の水質が悪化し、利用者から苦情を寄せられることがあったことから、その管理について徹底をはかるものです。

今回の改正により、すべての貯水槽水道について貯水槽設置者の管理責任が明確になり、これまでの保健所（衛生行政）の指導に加え、水道局が貯水槽設置者に清掃や検査など適正な管理を求めることができるようになります。また、貯水槽水道の利用者へ情報を提供します。

ちよすいそうすいどう
貯水槽水道とは？

マンションやビルなどの高い建物では、水道局から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、建物の利用者に飲み水として供給しています。この供給施設の総称を貯水槽水道といい、受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいます。



貯水槽設置者の管理について

貯水槽設置者は、安全な水の確保のために、定期的に専門業者による貯水槽の清掃と、検査機関による水質検査を受け、適正な管理を行ってください。

貯水槽水道をご利用の皆さまへ

マンション、ビルなどで貯水槽水道による水を利用して、水質の異常（色、濁り、臭い、味）に気づいた場合は、貯水槽設置者または水道局へご相談ください。

貯水槽水道の正しい管理方法

- 1 貯水槽の清掃
1年に最低1回以上、定期的に行う。
- 2 貯水槽の点検
水槽にひび割れがないか、汚水などによって汚染されていないかなど、定期的な検査を行う。
- 3 水質検査の実施
じゃ口からでる水の水質検査を定期的に行う。
- 4 水の汚染事故が起これば
供給する水が健康を害するおそれがあったら、ただちに給水を停止し利用者に知らせる。

給水方式を変更するときは水道局にお届けを!!

...無届け工事は、給水条例に違反します...

マンション、ビルなどにおいて、貯水槽を廃止して直結給水方式に切り替える場合は、給水の安全性確保や建物内での漏水事故などを防止するため、事前の調査が必要となります。切り替えを計画するときは、必ず水道局または秋田市指定給水装置工事業者にご相談ください。

なお、届け出しないまま工事を行ってしまった場合は、水道局へご連絡ください。

水道局の承認を得ないで工事をした場合は、給水条例違反となりますのでご注意ください。

問い合わせ 水道局給水課 ☎(823)843

引っ越しが決まったら 水道の手続きもお忘れなく



3月・4月は転入転出の時期となり、引っ越しが多くなります。引っ越しにともなう水道の使用中止・使用開始の届け出は電話でできますが、大変混み合う時期ですので、お引っ越しの1週間前までに左記へご連絡ください。

使用中止するとき

水道料金の精算をします。引っ越しする1週間くらい前までに、次のことをお知らせください。なお、ご連絡の際は「お客さま番号」（水道使用量・料金等のお知らせ）または「納入通知書兼領収書」（記載）をお伝えいただくと、手続きがスムーズです。

住所（アパート名・部屋番号）
氏名（水道使用者名）
引っ越し日（使用中止日）
引っ越し先の住所

使用開始するとき

次のことをお知らせください。また、アパートなどの貸家の玄関やポストに入っている「口座振替依頼用紙」でも届け出ができます。必要事項をご記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。なお、用紙がない場合はご連絡ください。

住所（アパート名・部屋番号）
氏名（水道使用者名）
引っ越し日（使用開始日）
入居したときに、水が出るか確認してください。（水抜き栓で止まっている場合もあります。水抜き栓の操作をしても水が出ない場合は、水道局へご連絡ください）

市内で引っ越しされるかたへ

前住所で口座振替を利用されていたかたでも、引っ越し先の新しい住所で再度口座振替の手続きが必要になります。

こんな場合はご連絡ください

引っ越しにともなう届け出のほか、次のような場合も届け出や連絡が必要になりますので、すぐにご連絡ください。

水道の利用者や所有者が変わったとき（お名前が変わるときも）
家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
長期間水道を使用しない場合や、再度使用するとき（長期出張・旅行・入院など）

水道料金のお支払いは 便利な口座振替で

口座振替の申し込みは水道局および金融機関の窓口でできます。預・貯金通帳、金融機関届け出印、お客さま番号がわかる「水道使用量・料金等のお知らせ」または「納入通知書兼領収書」をお持ちください。

また、新しいお住まいの玄関やポストに口座振替依頼用紙を入れてあります（ない場合は水道局までご連絡ください）。用紙に必要事項を記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。

コンビニでもお支払いできます

昨年12月から、水道料金および下水道使用料をコンビニエンスストアでお支払いいただけるようになりました。引っ越しなどで口座を解約されるかたは、ぜひご利用ください。お支払いの際は、納入通知書の裏面に記載されている取扱店を確認のうえ、ご利用ください。

連絡先

水道局 サービスセンター

受付時間
☎(823)8431
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などを除く)

水道についてのご相談・お問い合わせは、水道局サービスセンター ☎(823)8431

「水道の広場」では皆さまからの、ご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

宛先 / 〒010-0945秋田市川尻みよし町14-8 水道局総務課企画係 ☎(823)8434 FAX(824)7414

e-mail ro-wtmn@city.akita.akita.jp

また、水道局ホームページでは水道に関するさまざまな情報を閲覧できますので、ぜひご利用ください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/wt